

平成26年度I期選抜募集要項

福島県立双葉高等学校

福島県いわき市中央台飯野5-5-1(いわき明星大学高校南館内)

〒970-8044 電話 0246-29-2701

FAX 0246-29-2722

1 通学区域

保護者の居住する市町村が本校の通学区域又は隣接する通学区域に属すること。特別の理由により、他通学区域から出願する場合は、所定の手続きをとること。

なお、平成23年3月11日時点で本校の通学区域内に保護者が住民登録をしており、住民票を移さずに避難している場合は、所定の手続きをとれば、通学区域内の志願者として取り扱う。

また、隣接する通学区域から出願する者のうち入学を許可される者は、本校第1学年生徒定員の20%以内とする。

2 募集定員

本校募集定員(40名)の80%程度とする。

3 志願してほしい生徒

本校は大正12年に地域の期待を担って、浜通り地方で第3番目の旧制中学校として創立され、進学校として地域を担う人材の育成という役割を果たし、卒業生は双葉郡内をはじめ福島県や日本国内はもちろん海外でも活躍している。

過去3度の甲子園大会出場を誇る硬式野球部をはじめとして、どの競技でも輝かしい成績を収めている一方、毎年国公立大学合格者を出すなど、「質実剛健」「終始一貫」の校訓のもと、伝統的に文武両道を実現している。

現在は、原発事故による避難を余儀なくされ、平成24年度からいわき明星大学の校舎を用いて、個を大切にすする少人数教育を中心とした教育活動を行っている。

入学者選抜においては、伝統ある双葉高校へ強い愛着を持ち、本校で心身を鍛えるとともに、自己の能力向上を目指して自主的に努力できる者で、将来国公立大学等へ進学して、双葉郡をはじめとする本県の復興に尽力したいという夢を持っている生徒を求める。

4 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)の条件を満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは平成26年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)

② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 前記「3 志願してほしい生徒」を踏まえ、本校普通科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 出願方法

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 前記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

併願は認めない。

7 出願期間

平成26年1月20日(月)から1月23日(木)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、住所、氏名を記入し、80円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、平成26年1月23日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
 - ② 平成26年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
 - ③ 志願理由書（本校において作成したもの）
 - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
 - ⑥ 住所等に関する届出書（該当生徒のみ提出）
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書（上記(1)の①に同じ）
 - ② 志願理由書（上記(1)の③に同じ）
 - ③ 健康診断書（平成26年1月以降に医師の診断を受けたもの）
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - ⑤ 受験票用紙（上記(1)の④に同じ）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（上記(1)の⑤に同じ）
 - ⑦ 住所等に関する届出書（該当生徒のみ提出）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出の詳細については、**自己申告書裏面を参照**すること。

10 県外等からの出願

(1) 県外からの出願者は、前記「8 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。本校校長は提出された出願書類を審査し受け付けることができる。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
- ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

(2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、前記8に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。

- 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願書受付

(1) 出願書類を受け付けた際に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

12 出願の取消し

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

(2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

(3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選抜方法

本校校長は、中学校長から提出された志願理由書、調査書の審査結果及び面接の結果を資料として、さらに後記の、(4)の選抜方法を実施し、それらの結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格内定者を決定する。

志願者から自己申告書の提出があった場合には、本校校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

(1) 志願理由書

本校への志願の動機・理由並びに将来の進路希望及びその実現のため、どのような高校生活を送りたいか等について、本人が具体的に記入する。

(2) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しない。

(3) 面接

個人面接を実施する。中学校における活動等について、本人からの自己アピールを求める。面接については、段階評価する。

(4) 作文

あるテーマについて、600字程度で自分の感想や思いを述べる作文とする。作文については、段階評価する。

1.4 選抜実施の日時等

(1) 日 時 平成26年2月3日(月) 午前10時50分～

受 付 10:00～10:30

諸連絡 10:30～10:40

作 文 10:50～11:50

昼 食 11:50～12:40

面 接 12:40～

(2) 集合場所 本校（いわき明星大学 高校南館 2階 選択教室2）

(3) 持 参 物 受験票、筆記用具及び昼食を持参すること。上履きは不要である。

（ただし、下敷き、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。）

(4) そ の 他 面接終了時間については、出願期間終了後に在学(出身)中学校長に通知する。

控室で面接を待つ間、持参した書籍の読書や学習をしてもよい。

1.5 選抜結果の通知及び入学の確約

(1) 平成26年2月6日(木)正午以降に、選抜結果を当該中学校長に通知する。

合格内定者には、Ⅰ期選抜合格内定通知書を当該中学校長を通して交付する。

(2) 合格内定の通知を受けた者は、入学確約書を当該中学校長を通して、平成26年2月10日(月)から2月13日(木)正午までに、本校校長に提出する。

1.6 合格者発表

(1) 入学確約書の提出があった者については、平成26年3月14日(金)正午以降に、高校南館昇降口に合格者として発表する。（Ⅱ期選抜の合格者発表と同時に行う。）

(2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。その際、受験票を提示すること。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

1.7 その他

(1) Ⅰ期選抜で不合格となった者が、Ⅱ期選抜又はⅢ期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。

(2) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。